

欧州の国別納税額の開示義務化で 変わる日本企業の対応

税務を企業評判リスクやESG戦略と 直結する「経営課題」に

企業による納税を巡る問題は、税務専門家だけが取り扱う領域ではなく、「政治化」が進んでいる。欧州のパブリックCbCRをはじめ納税の透明性強化を求める国際的な潮流が強まるなか、日本企業でも、コンプライアンスの領域を超えて、戦略的に税務に関するポリシー策定やストーリー構築を行い、能動的にコミュニケーションを行っていくことが重要になる。

政治化が進む 企業納税を取り巻く環境

経済のグローバル化やデジタル化が進展するなか、国際課税を巡る環境は、過去数年で大きく変化した。市場国（消費者・ユーザーを抱える国）に物理的な拠点を持たないデジタル企業や、多国籍企業によるタックスヘイブンを活用した課税逃れへ

の対応として、G20や経済協力開発機構（OECD）のBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの下で、2021年10月に「2つの柱」から成る国際課税ルールに関する新たな合意が成立した。施行に関しては、第1の柱（市場国への新たな課税権の配分）では、米国をはじめとして多国間条約の締結や国内法の整備が難航している一方、

第2の柱（グローバル・ミニマム課税）については、日本を含む主要国で税制改正が行われ、24年度から実施される。さらに、世界的に経済格差が拡大し、社会の分断が深刻になる中で、企業による納税を巡る問題は、税務専門家だけが取り扱う領域ではなく、「政治化」が進んでいる。とりわけ欧州では、非政府組織（NGO）等に

よる租税正義（tax justice）の実現を掲げる活動が政治的に大きな影響力を発揮している。そのため、グローバルに活動する多国籍企業による国際的なタ



ディレクター（東京）
宇井 理人



ブランズウィック・グループ
パートナー（パリ）
パスカル・サンタマン

クスプランニングに対しては、各国の税務当局のみならず、市民社会全体からも、より厳しい監視の目が向けられるようになってきている。

経営戦略において重要性を増す税務

租税回避行為に関する一連の機密文書として世間を騒がせた「パナマ文書」「パラダイス文書」「バンドラ文書」の例を持ち出すまでもなく、度重なる脱税や資金洗浄を巡るスキヤンダルは、当然のことながら企業の評判を著しく棄損する。さらに、適法な節税策を講じたとしても、ステークホルダーから行き過ぎで公正でないと評価される場合、企業の評判を害する恐れが生じる。そのため、海外の先進的な多国籍企業では、税務を、取締役やC x Oが密接に関与する経営課題の一つと位置付けるようになってきている。

特に「株主」「取引先」「従業員」「地域社会」といった自社を取り巻く多様なステークホルダーとの価値共創を目指すESG経営を推進する上で、企業は、

自社が事業を行う社会の持続的な運営に貢献することを常に念頭に置きながら行動しなければならぬ。適切な場所に適切な金額を納税することに加えて、そのことに対する社会的な期待も明確に意識する必要がある。政府による環境・社会課題に関する取り組みには財源としての租税が不可欠でもあり、それ故に「TaxはESGの重要な要素」「頭文字には現れていないものの）TaxのTはESGの上に隠れて付されている」との指摘もされているほどだ。

欧州で国別納税額の開示が義務化

欧州連合(EU)では、多国籍企業の税務情報の透明性を高めることを目的として、21年12月に「国別報告書の開示に関するEU指令」が発効した。同指令は、同年9月にEU理事会で採択され、11月に欧州議会により承認されたもので、EU加盟国による国内法化の手続き(期限は23年6月)を経て実施される。現在、OECDの移転価格ガイドラインにより、連結売上高

が7億5000万円¹⁾を上回る多国籍企業は、税務当局に対して、事業活動を行う国別の税務情報を報告する義務を負っている。当該報告は、最終親会社が存在する母国税務当局に対して行われ、他国には税務当局間の情報交換を通じて共有されている。

このEU指令は、次のような条件を満たす場合、これまで税務当局のみに提供されていた国別報告書(CbCR ≡ country-by-country reporting)の内容開示を求め、社会一般による監視を強めようとするものである。

- (1) 直近の2事業年度の連結売上高(全世界)が7億5000万円¹⁾超
 - (2) EU域内に本社または子会社を保有
 - (3) 本社がEU域外に所在するときは、EU域内の子会社が次の三つの基準のうち二つを充足
- (a) 貸借対照表上の総資産が400万円¹⁾超
- (b) 売上高が800万円¹⁾超
- (c) 平均従業員数が50名超
- この税務情報の国別報告書の開示義務(パブリックCbCR)は、EUに本拠を置く企業

だけでなく、日本企業のように子会社等を通じてEU域内で活動する企業も対象となる。対象企業は、株式を上場しているかを問わず、法人税の発生・納付額および事業活動に関する情報(事業内容、売上高、税引前利益、利益剰余金、従業員数等)の開示が求められる。

これらの情報は、EU加盟国および、EUが指定するブラックリストやグレーリストの掲載国(タックスヘイブンなど)については、対象企業が事業活動を行う国ごとに開示し、日本を含むEU以外の国については総計をまとめて開示することになる。開示方法としては、EUの共通テンプレートに従い、機械で読み取り可能な電子フォーマットにより、自社のウェブサイトなどに無償で閲覧できるようにする必要がある。

実施時期については、対象企業は、24年6月22日以降に開始する事業年度を初年度として、該当事業年度の終了後12カ月以内に、税務情報の国別報告書を開示する。実際の開示は25年6月以降となり、まだ時間はあるも

の、対象企業は23年度を国別報告書の公開に備えたテスト開始時期と捉えて取り組みを始めることが望ましく、すでに対応は待ったなしの段階といえる。

さらに、EU加盟国が、国内法化に際して、開示情報の範囲や実施時期に関する裁量を有する点にも留意が必要だ。実際にルーマニアでは、23年1月1日以降に開始する事業年度から早期適用している。

豪州や米国でも進展する 納税の透明性強化

納税の透明性強化は、欧州にとどまらず、国際的な潮流となっている。まず、欧州と同様に租税正義の活動の影響力が強い豪州では、23年4月に、多国籍企業に対して国別報告書等の開示を求める法案が公表された。同法案は、実施時期が欧州よりも1年早く（23年7月1日以降）に開始する事業年度から適用）、開示内容も欧州のパブリックC b C R よりはるかに詳細なものとなっている（注）。

一方、米国の財務会計基準審議会（F A S B）は23年3月に、

既存の開示では複数の国で事業を行う企業の税務に関するリスクと機会を評価するための十分な情報が得られないという投資家の懸念を受けて、法人税の開示を強化するための基準改正案を公表した。この改正が実現すれば、米国会計基準の適用企業は、事業を行う主要な国ごとの法人税の納付額や調整項目などの開示が必要となる。

このほか、国際会計士倫理基準審議会（I E S B A）も、23年2月に、倫理規定の改定に関する公開草案を公表した。本章案は、租税回避および租税専門家等のアドバイザーの役割に対する社会的関心の高まりを踏まえ、タックスプランニングおよび関連業務に関して、より高い基準を求めるものとなっている。

税務対応を誤れば 日本企業も批判の矢面に

欧州のパブリックC b C Rの対象となる日本企業では、税理士法人や法律事務所と連携した税務コンプライアンスの順守が必要となる。もともと、適法であることは前提ではあるが、そ

れだけでは十分でない。その上で、企業全体のレピュテーション・マネジメントの観点から、幅広いステークホルダーに目配りした説得的なストーリー構築や情報発信が重要となる。

まず、公表された税務情報は、租税正義を掲げるN G O やメディアに綿密に精査され、企業に対する攻撃材料として利用される恐れがある。例えば、企業の財務情報とパブリックC b C Rのデータを参照することで、国別の事業規模と納税額との間に大きな乖離が明らかになれば、納税額が少ない国において批判を招くだろう。

次に、投資家の観点からも、納税の透明性や税務リスク対応は重要性を増している。機関投資家などが署名する責任投資原則（P R I）は、E S G 上の課題の一つとして税務情報に関するガイダンスを公表している。主要なE S G 情報開示の枠組みであるG R I スタンダードも、経済に関する項目別基準の一つとして税務情報を組み込んでいく。E S G 評価機関でも、税務情報を評価指標とする例が増え

ている。

さらに足元では、N G O 連合から米テック・石油大手に対して納税の透明性強化を求める株主提案があり、一部の欧州機関投資家からは賛同も得ている。

日本企業にとっても対岸の火事ではない。また、納税額と役員報酬のバランスの適切性については、投資家だけでなく、経営者との報酬格差を問題視する従業員からも強い関心を集める可能性がある。

企業の競争に与える影響も考慮する必要がある。例えば、欧州のパブリックC b C Rにより、競合他社は、EU域内における企業の事業展開に関する具体的な情報を得ることができる。特に非上場企業については、これまで公表していない詳細な情報の開示を強いられることになるため、単なる税務情報の収集ニーズを超えた大きな関心と呼ぶ可能性もある。

日本企業に求められる 意識変革と体制整備

日本企業は、伝統的に、税金を管理可能なコストというより

は、当然支払うべきものと捉える意識が強いといわれる。また、米デジタル企業などと異なり、各国に物理的な拠点を有して堅実に事業を展開しており、グローバルに積極的かつ複雑な租税回避を行っているわけではない。そのため、税務専門家の間では「多くの日本企業は引き続き、

税務を経営から切り離された専門技術的な領域と位置付け、受け身のコンプライアンス対応に終始する傾向が強い」との声が聞かれる。

もつとも、欧州のパブリックCbCRをはじめとする納税の透明性強化を求める国際的な潮流は、今後も強まっていくと想定しておく必要がある。対応を一步誤れば、NGOやメディアから追及が強まり、顧客からの不買運動や投資家からの売り浴びせなどにもつながる恐れがある。

近時、企業の社会的責任の説明強化として、自主的に地域別や国別の納税額を開示する日本企業が徐々に増えている。さらに今後は、税引後利益やキャッシュフローの最大化を通じて企

業価値を高めるため、本社主導で国際的なタックスマネジメントを推進する日本企業が増加していくことも期待される。

社会的な責任と税務コストの最適化を両立し、それを適切に情報発信していくことが欠かせない。そのためには、コンプライアンスの領域を超えて、戦略的に税務に関するポリシー策定やストーリー構築を行い、能動的にコミュニケーションを行っていくことが重要になる。さらに実効性を持たせるためには、税務を企業評判リスクやESG戦略の構成要素として、取締役やCEOをはじめとするCxOが密接に関与する経営課題に位置付ける必要がある。

現在、企業と市民社会の関わりに対する見方は、国や世代によって大きく異なっている。不確実かつ変化の激しい環境下で、自社に批判的な主体も含めて社内外のステークホルダーとの間で信頼関係を構築するためには、自社のストーリー構築、情報発信、働き掛けを継続的に実施し、機動的に見直していくことが必要不可欠だ。日本企業が国際競

争力を高めて持続的に成長していくために、税務が果たし得る役割は非常に大きい。

(注) 対象企業の納税に対するアプローチ、国ごとの実効税率、有形・無形資産のリストおよび簿価など、CbCRで求められる事項以上の情報の開示が必要となるほか、対象企業が事業を行うすべての国ごとの開示が求められる。

Pascal Saint-Amans

仏財務省を経て、12年から10年以上にわたり、OECDの租税政策・税務行政センター局長を務め、BEPSプロジェクトを主導。22年から現職。税務関係を含む政策・規制に関わる重要課題について、グローバル企業にアドバイスを提供。スイス・ローザンヌ大教授を兼任。

うい まさと
東京大学法学部・ペンシルベニア大学ロースクール卒。日本銀行、財務省(出向)、ペイパルを経て、21年から現職。クロスボーダー案件を中心に、内外企業の戦略的なステークホルダー対応やレピュテーション・マネジメントを支援。

KINZAIバリュー叢書

自動車DXと車載コンテンツ市場

程塚正史 [著] 四六判・224頁 定価1,980円(税込)

コンテンツ産業とともに創る自動車の新たな価値

- ◆自動車産業はいま、100年に一度の大変革期。しかし10年後のクルマの姿形はまだ誰も明示できていない。
- ◆本書は、クルマの価値を一変させる車載コンテンツ市場の形成に注目する。これは、すでに起きつつある電動化、自動運転の実装といった変化に続く動きとなる。
- ◆今後、車室内でのデジタルコンテンツが高度化し、クルマは、身体をMOVEするだけでなく、気持ちをMOVEする製品になる。そうなるといえる背景は?その影響は?
- ◆自動車業界に加え、情報通信、各種コンテンツ制作企業、観光・小売業界、自治体や地域金融機関など地域側プレイヤー、そして政府関係者の必読書。

一般社団法人金融財政事情研究会 申込先 〒160-8519 東京都新宿区南元町1-9 電話(03)3358-2891(直通) FAX(03)3358-0037